

盛岡市弓道場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○盛岡市弓道場条例 平成8年3月28日条例第23号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市弓道場条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市弓道場条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市弓道場条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する弓道場にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から 午後5時まで</th><th>午後5時から 午後9時まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸切使用 (1時間までごとに)</td><td>750円</td><td>900円</td></tr> <tr> <td>一般使用 (1人1時間までごとに)</td><td>70円</td><td>90円</td></tr> <tr> <td>一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児</td><td>30円</td><td>40円</td></tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	貸切使用 (1時間までごとに)	750円	900円	一般使用 (1人1時間までごとに)	70円	90円	一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児	30円	40円	<p>○盛岡市弓道場条例 平成8年3月28日条例第23号 改正 略</p> <p>盛岡市弓道場条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から 午後5時まで</th><th>午後5時から 午後9時まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸切使用 (1時間までごとに)</td><td>500円</td><td>600円</td></tr> <tr> <td>一般使用 (1人1回につき)</td><td>100円</td><td>120円</td></tr> <tr> <td>一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児</td><td>50円</td><td>60円</td></tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	貸切使用 (1時間までごとに)	500円	600円	一般使用 (1人1回につき)	100円	120円	一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児	50円	60円
区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで																							
貸切使用 (1時間までごとに)	750円	900円																							
一般使用 (1人1時間までごとに)	70円	90円																							
一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児	30円	40円																							
区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで																							
貸切使用 (1時間までごとに)	500円	600円																							
一般使用 (1人1回につき)	100円	120円																							
一般 高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児	50円	60円																							

改正後				改正前			
	童				童		
備考				備考			
1 貸切使用の場合において、射場の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。		1 貸切使用の場合において、射場の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。		2 <u>午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後5時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。</u>	2 <u>貸切使用の場合において、午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後5時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。</u>	3 <u>一般使用の場合において、2の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、午前9時から午後5時までの使用時間区分の使用料の額とする。</u>	
3 <u>市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</u>							
4 <u>この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>							